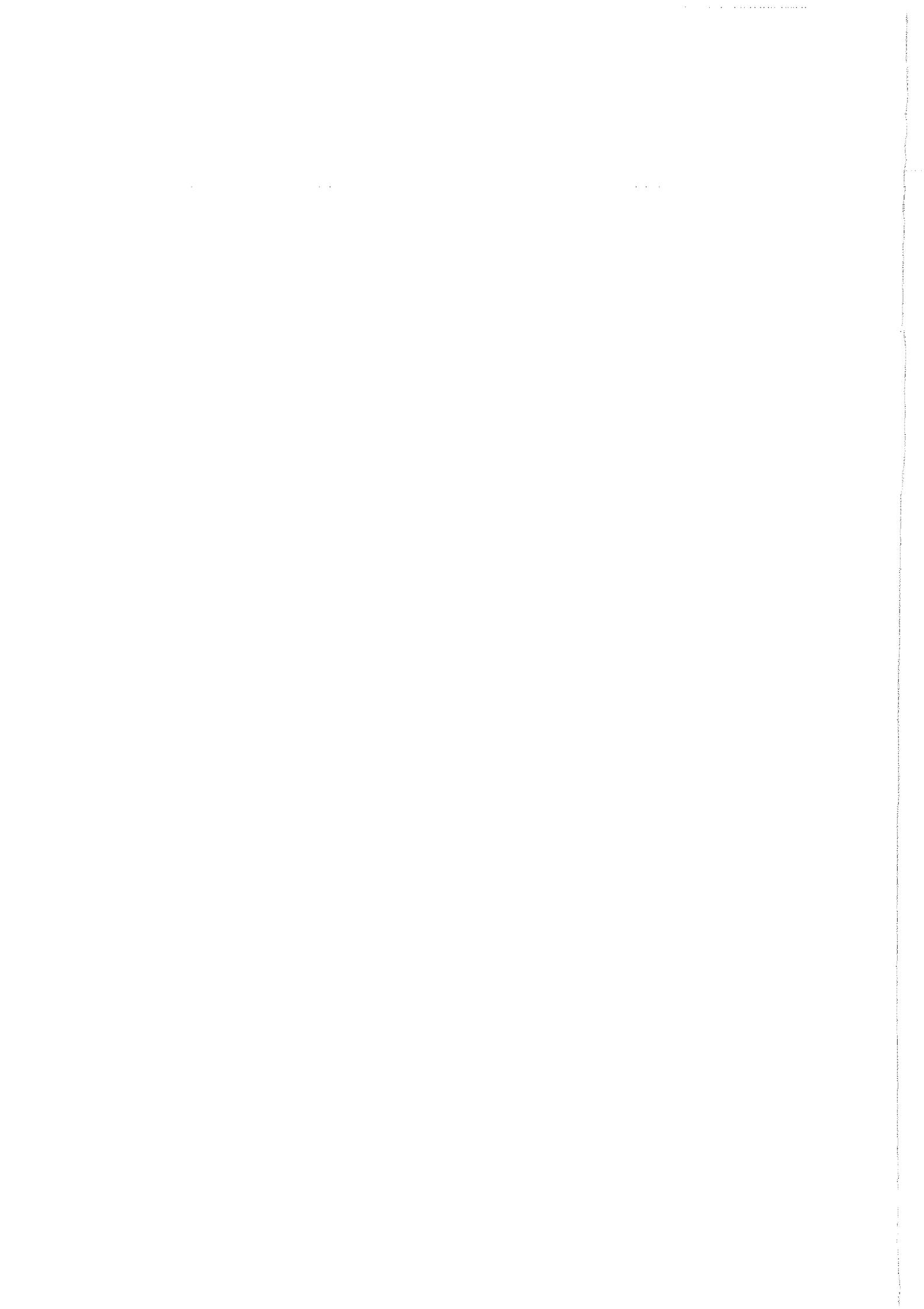


江東区基本構想

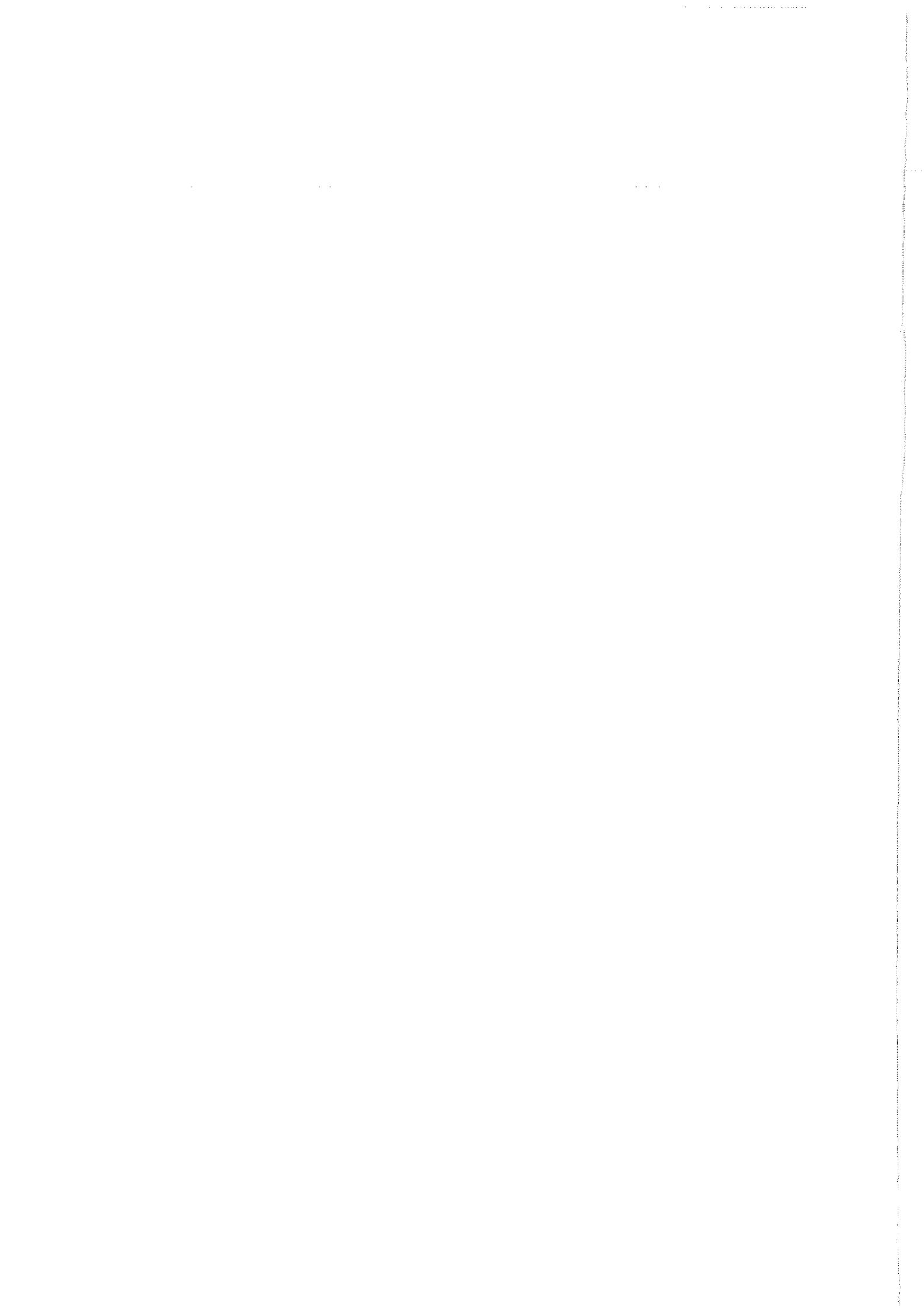




江東区基本構想

—— 伝統と未来が息づく水彩都市・江東 ——

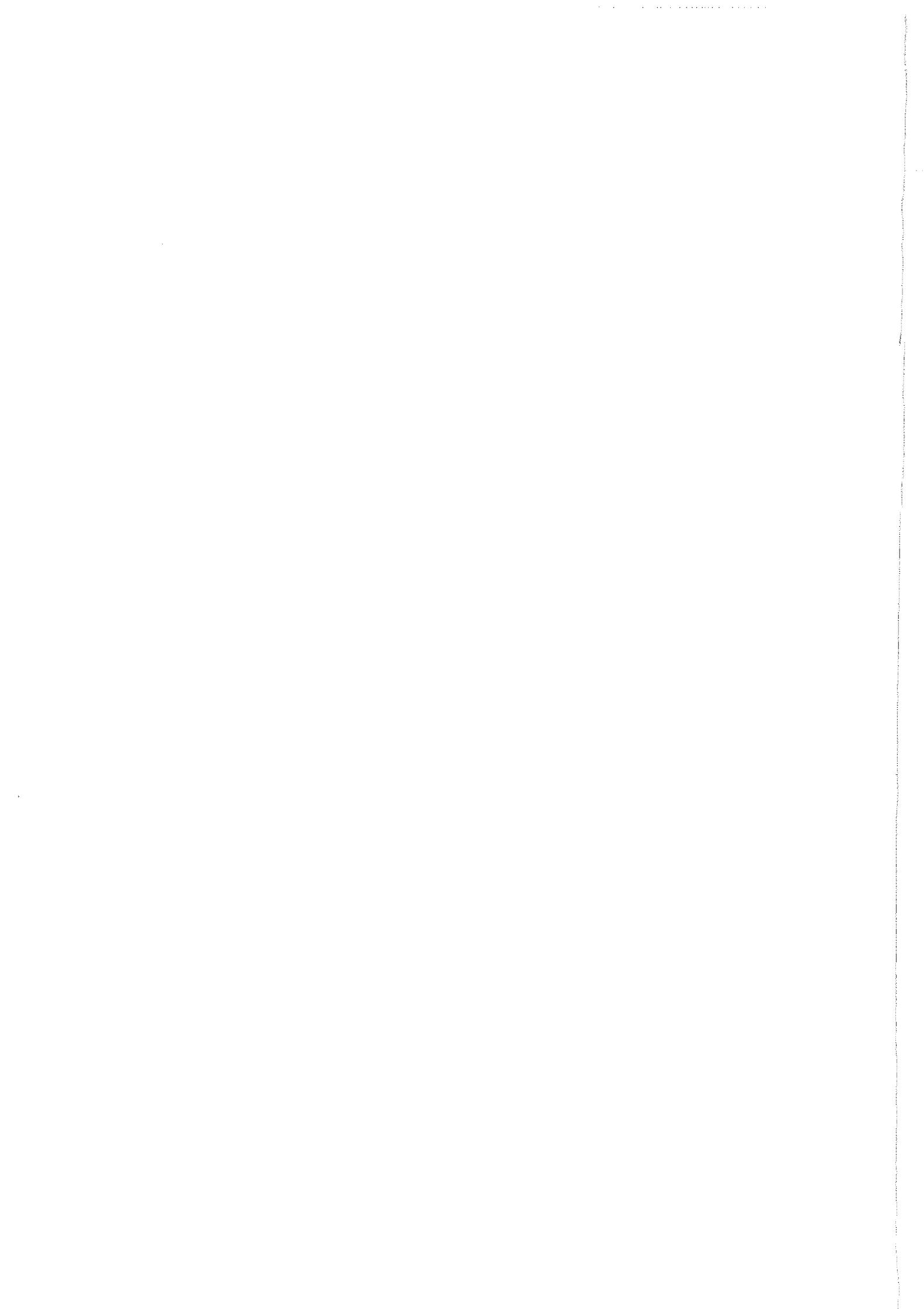
この基本構想は、地方自治法第281条第3項において準用する同法第2条第5項に基づき、平成11年3月12日に区議会で議決されました。



目 次

第1章 はじめに -----	1
1、基本構想策定の背景 -----	1
2、基本構想の役割 -----	1
3、基本理念 -----	2
第2章 江東区のめざす将来像 -----	3
1、江東区の地域特性と21世紀初頭の課題 -----	3
2、21世紀の江東区づくりの目標 -----	4
3、江東区の将来像 -----	5
第3章 施策の大綱 -----	6
I 創造と交流 -----	6
II 支えあいと安心 -----	10
III 躍動と調和 -----	13
第4章 基本構想の実現に向けて -----	17
1、自立した区政の確立 -----	17
2、区民・事業者とともに進めるまちづくり -----	17
3、開かれた区政の推進 -----	17
4、高度情報化への対応 -----	17
5、効果的・効率的な行財政運営の推進 -----	17
6、総合的な視点に立った施策の展開 -----	17

[参考資料]



第1章 はじめに

1、基本構想策定の背景

平成2年7月に策定された前基本構想は、「人間性の尊重」「自立と連帯」「調和と発展」を基本理念とし、めざすべき将来像を「江東・伝統と未来を結ぶ下町」と定め、今まで区政の基本的指針として、大きな役割を果たしてきた。また、この将来像実現のため、長期基本計画を策定し、着実に計画を遂行してきた。

この間、経済状況の変化、少子高齢化の一層の進行、高度情報化の進展、臨海部開発の情勢変化など、区民や区政をとりまく社会環境は、大きく変化している。また、特別区制度改革や介護保険制度の導入に加え、災害への不安や深刻化する環境問題など、緊急に対応を迫られている課題も山積している。

このような時代の大きな変化に対応して、来るべき21世紀に向けて、規制緩和や地方分権など、新たな仕組みづくりが始まりつつある。

江東区には、時代の転換期における様々な課題に的確に対応し、基礎的自治体としての自己決定と自己責任の原則のもとに、区民の生命と安全を守り、より豊かな区民生活を実現する責務がある。このため、江東区は長期的視点に立った新たな基本構想を策定する。

2、基本構想の役割

この基本構想は、江東区の自然的、歴史的、社会的な諸条件を考慮したうえで、長期的視点に立って将来の江東区の望ましい姿を描き、これを実現するための基本的な方向を示すものである。

また、基本構想は、区民や民間団体、国や都など、江東区にかかわるすべての人たちが協力してその実現に努めるべきまちづくりの目標であり、江東区において活動する際に尊重すべき指針としての役割を持っている。

3、基本理念

江東区は、関東大震災、第二次世界大戦と二度にわたり壊滅的打撃を受けたが、区民と区の懸命の努力のもとに、今日の活力ある地域社会を築いてきた。この基本構想は、江東区平和都市宣言の精神を生かし、次の理念のもとに策定する。

(1) 人間性の尊重

だれもが、人間として尊重され、自由でかつ健康で安全な生活を営み、幸福を追求する基本的権利を保障する社会の実現をめざす。

(2) 自立と交流・連携

すべての区民一人ひとりが個人として自立するとともに、お互いに支えあいながら、交流・連携できるように、うるおいのある社会を形成する。

(3) 地域性の重視

区民にとって住みよいまちとするために、地域の自然、歴史、文化などを生かし、地域からの発想を大切にしながら、調和のとれたまちづくりを進める。

第2章 江東区のめざす将来像

1、江東区の地域特性と21世紀初頭の課題

江東区は、江戸初期以降、埋め立てと運河の開削によって、次第にその姿を現した。そして現在に至っても日々、新たな「まち」が生まれつつある。まさに江東区ほど未来性を秘めた都市はない。

また、東に荒川、西に隅田川が流れ、南は東京湾に面し、さらに内部河川や運河が縦横に走る「水彩都市」でもある。

一方、江東区は「水」による度重なる災禍や「ごみ問題」など、数多くの困難に直面し、その克服に努めてきた。このような歴史的沿革、地理的特性から、防災と環境問題を念頭におきながら、水辺を生かした都市づくりに積極的に取り組んできた。

江東区は、この地域特性をふまえて、新しい世紀のまちづくりに向けて、次の課題に対応していくなければならない。

(1) 伝統に支えられた下町文化の継承と発展

江東区では、人情味あふれる人々と、四季折々の地域の行事などが、下町社会の伝統文化を育んできた。だが、都市構造や産業構造の変化にともない、下町の歴史的・伝統的文化がややもすれば忘れられ、ふれあいの場が失われてきている。

いま、生活を重視する区民意識の高まりとともに、心の豊かさが求められている。江東区の伝統に支えられた、人情豊かな下町社会の生活と文化を継承・発展させ、新しい文化を創造し、活力ある地域社会を形成することが必要である。

(2) 少子高齢社会への備え

急速な少子高齢化のなかで、核家族化や一人暮らし高齢者をはじめとする単身世帯の増加などによる小家族化が進んでいる。こうした変化に対し、高齢者や障害者をはじめ、すべての区民が地域社会のなかで、自立した生活を営み、江東区の地域性を生かしながら、ともに支えあう地域社会を築くことが求められている。

その実現のため、年齢や男女を問わず、だれもが人間として尊重され、個人がその能力と個性を十分に發揮できるような地域社会の実現が必要である。

（3）安全で快適な都市基盤づくり

江東デルタ地帯に位置する本区にとって、災害に強いまちづくりは21世紀も引き続き重要な課題のひとつである。また、江東区は従来の住・商・工の都市機能に加えて業務機能の集積が進みつつある。区に住み、働き、学び、訪れる人々のために、都心に近接した立地を生かした都市機能とその基盤の整備が求められている。

商業や文化、生活、行政などの広域的な拠点として、2つの副都心（亀戸、臨海）と4つの地区（門前仲町、東陽町、南砂町、豊洲）を都市核として重点的な整備を図り、これら都市核を支える都市軸の育成にも努める必要がある。

2、21世紀の江東区づくりの目標

21世紀初頭の江東区のまちづくりの基本目標を次の3点とする。

（1）創造…心豊かな生活と文化を創造するまち

21世紀の成熟社会に向けて、心の豊かさ志向が高まっている。このような時代要請のもとで豊かな地域社会づくりを進めていくために、区民一人ひとりの生活の充実と、多様な交流による相互啓発の促進に努める。

江東区の地域特性や伝統文化を生かしつつ、文化・教育・産業などの活動を通じて、国内外の人々が交流し、新しい文化を創造する、生き生きとした地域社会を形成していく。

（2）安心…ともに支えあい安心して健やかに暮らすまち

急速な少子高齢化や家族形態の多様化などの地域社会の変化のなかで、だれもが生涯にわたって安心して暮らし続けることができる、活力とふれあいのある下町社会の再構築に努める。

高齢者、障害者、子どもなど、すべての区民が住み慣れた場で健やかに暮らせる環境を整え、人情味あふれる、ともに支えあう地域社会づくりを推進していく。

（3）調和…快適な生活を支える調和と魅力のあるまち

安全で活動しやすいまちづくりを基本として、既成市街地と新たに形成される市街地との調和ある発展に努める。

地域及び地球環境の保全のため、資源循環型社会の形成に努め、豊かな水辺を持つ江東区の魅力づくりを推進していく。

3、江東区の将来像

基本理念や「創造」「安心」「調和」の三つの目標をふまえ、21世紀初頭の江東区の将来像を次のように定める。

伝統と未来が息づく水彩都市・江東

第3章 施策の大綱

江東区のめざす将来像を実現するため、分野別の施策を次のように位置づけ、
21世紀初頭の江東区づくりを推進する。

I 創造と交流 II 支えあいと安心 III 躍動と調和

I 創造と交流

区民のライフスタイルや価値観が多様化するなかで、心の豊かさや充実した生きがいのある生活が求められている。区民一人ひとりが個性や能力を発揮でき、区民同士の多彩な交流を支える地域社会を創造していく必要がある。

その基礎づくりのため、明日の社会を担っていく子どもたちが、地域社会のなかで、学習や遊び、スポーツを通じて心身ともにたくましく成長できるように、学校教育の充実に努め、家庭・学校・地域の連携を強化していく。また、区民が生涯にわたって、学習やスポーツ、様々な地域活動や文化活動、他の地域との交流等を活発に行うことができる土壌を培っていく。

さらに、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会の実現に努めるとともに、地域を活性化する産業の振興を図っていく。そして、本区の特性である下町社会の生活文化の伝統を継承しながら、成熟した地域文化を育むまちづくりを推進する。

(1) 豊かな心を育む生涯学習の推進

21世紀を担っていく子どもたちが、心身ともにたくましく成長し、生涯にわたる学習の基礎を培うため、学校と家庭、地域の連携を基本にして学校教育の充実に努める。

また、区民一人ひとりが、生涯にわたって個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるように、生涯学習、スポーツ、地域活動の場や機会などの条件整備を進める。

①学校教育の充実

子どもが豊かな心をもち、たくましく生きる力を身につける教育をめざし、学校施設や設備の充実に加え、社会の課題に対応した教育内容と教育方法の開発に努め、生涯にわたる人間形成の基礎を培う。

②学校・家庭・地域の連携

家庭教育を支援し、また、青少年の健全育成を図るため、学校・家庭・地域の連携を強め、様々な地域学習活動を推進する。地域の交流拠点として学校の施設や教育機能を積極的に活用するための条件整備を図り、開かれた学校づくりを進める。さらに、これらの活動を支えるボランティアの育成に努める。

③生涯学習・スポーツの充実

ライフステージに対応した、体系的な生涯学習・スポーツの機会と場を拡充し、推進体制の整備を進める。

また、区民の自主的な生涯学習・スポーツ活動を支援し、生涯を通じた学習基盤の充実を図る。

(2) 地域文化の継承と創造

区民の豊かな生活と個性ある人間形成を実現するため、伝統文化の保存と継承に努めるとともに、区民の自主的な活動による、ふところの深い地域文化の創造と発展に努める。

①伝統文化の保存と継承

伝統芸能・工芸、伝統行事など歴史的・文化的資源の保存・継承に努め、下町ふるさと意識の醸成を図る。また、これら資源を区民に広く公開し、自主的研究への支援を進めるなど、個性的な地域文化づくりを推進する。

②地域文化の創造と発展

区民が良質な文化に触れる機会の充実をはじめ、幅広い文化活動を支援し、地域文化の振興に努める。また、新たな芸術の創造に向けた活動への支援や、国内外の文化交流の推進により、個性豊かな地域文化を創造し、国内外に発信していく。

(3) 活力ある地域社会づくり

区民が生き生きと活動できる人情味あふれる下町社会の形成をめざして、区民の心豊かな交流と自主的で多彩な地域活動を展開できる地域社会づくりを進める。

①コミュニティ活動の充実と支援

地域の交流と連帶の基礎づくりのために、コミュニティの維持・活性化を図る。そのための場の整備、リーダーの発掘と養成、情報の提供などに努め、多

様な世代・人々の地域活動への参加を促進する。

②多様な人々との交流の促進

区民が多様な人々との交流により、生き生きと活動できるよう、国内および世界の都市との交流を推進する。また、外国人も地域社会の一員であるという視点から、相互理解を深めるための交流活動を促進する。さらに、地域の外国人が安心して暮らせる開かれた地域社会形成のため、外国人の利便向上に努める。

(4)男女共同参画社会の形成

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で共に参画できる社会づくりのための条件整備に努める。また、男女が均等に利益を享受し、共に責任を担えるよう、性別による男女の固定的な役割分業観の変革に努め、男女平等社会の形成をめざす。

①男女平等意識の確立

男女平等社会づくりに向けた情報や学習機会の提供を通じ、区民の平等意識づくりを進める。

②男女共同参画の促進

区政における政策形成への女性の積極的参画をはじめ、家庭・地域などのあらゆる分野で男女が共に参画できるための条件整備を図る。

(5)地域とともに栄える産業の振興

江東区が活力と創造性をもって発展していくためには、地域とともに栄える産業を振興することが必要である。特に江東区の産業の主力である中小企業や商店街は、地域の活力とコミュニティの場を形成する重要な核であり、その振興が重要である。また、勤労者が安心して働く環境を整備するとともに、消費の高度化と多様化が進むなかで、消費者を保護し、自立した消費者の育成を図るなど、産業と区民生活が調和したまちづくりを進める。

①中小企業の振興

経営基盤の弱い中小企業が、社会経済環境や産業構造の変化のなかで、安定した事業活動を展開していくように、多面的な支援を行っていく。また、産業振興のための施策の推進体制と拠点の整備を図るとともに、地域に根ざした地場産業の育成を進める。

②にぎわいのある商店街づくり

地域環境の変化や消費者のニーズの多様化に対応できるよう、商店経営の体质強化を図る。また、地域の特性を生かして、まちづくりと一体となった商店街づくりを進め、魅力ある店舗の育成ともあわせて、にぎわいのある楽しい買い物空間づくりを推進する。

③新しい産業の環境づくり

新しい就業機会を創出し、次代をリードする先端的な地域産業を育成するため、創業や新規の事業活動を支援していく。また、効果的な産業情報システムの構築や、同業種・異業種の交流機会の拡大を図ることによって、新しい産業活動を促進する環境づくりを進める。

④勤労者の就業環境の充実

勤労者の安定した就労を確保するため、職業技能の向上や能力開発を支援するとともに、健康で快適な就業環境の実現に向けて福利厚生の充実を支援していく。

⑤消費生活の安定と向上

消費生活にかかわる問題が様々な分野に広がっているなかで、消費者の自立を支援し、消費生活の質的向上に努める。

II 支えあいと安心

すべての区民が住み慣れた地域のなかで、健康で生き生きと安心して暮らし続けることができる、活力に満ちた地域社会の形成が求められている。

そのため、だれもがいつでも、必要な生活支援が受けられるような体制を確立するとともに、高齢者、障害者、子ども等への思いやりと理解のもと、区民・事業者・行政が連携して、地域ぐるみの福祉を推進していく。

また、次代を担う子どもが健やかに育つよう、区民が安心して子どもを産み、育てられる環境を整備することが必要である。このため、地域全体で子育てを支援する体制づくりを図る。

高齢化の進行、区民の意識やライフスタイルの多様化などにともない、心と体の健康について区民の関心が高まっている。自分の健康は自分でつくり、守るという区民の意識を深めながら、医療機関や保健医療団体等との連携のもと、区民が自主的に心と体の健康づくりを行えるように、きめこまかく支援していく。

(1) 地域福祉の推進

高齢者、障害者をはじめ、すべての区民が、地域の中で、健康で豊かな生活をおくることができるよう、在宅サービスを中心とした福祉の充実を図る。また、だれもがいつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みを整えるとともに、ライフステージに対応した、多様な福祉サービスの提供を進める。

①生活支援サービスの充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで、安心して生活がおくれるように在宅サービスの充実に努める。さらに在宅サービスとの連携をふまえ、地域の福祉施設と保健施設の整備を進め、多様なサービスの提供を図る。

②自立と社会参加の推進

経済的に支援が必要な区民の生活の安定と向上に努める。また、高齢者や障害者などが生きがいをもち、自立して就労や社会参加ができるような環境づくりを進める。

(2) 健やかな子どもの育成

区民が地域の中で安心して子どもを産み育てられるように、子育て支援の充実や多様な保育サービスの拡充を図り、子どもが健やかに成長できる地域社会づくりを推進する。

①子育て支援の充実

家庭における子育てを支援するため、相談や交流、情報提供の場の整備や経済的負担の軽減に努める。また、地域で安心して子どもが育てられるように助け合いのネットワークを育成するなど支援体制の確立を図る。

②保育サービスの多様化

女性の社会進出やライフスタイルの多様化が進むなかで、地域特性や区民ニーズに対応して、保育園や学童クラブなどの保育内容の一層の充実を図り、区民が子どもを育てやすい環境の整備を進める。

(3) ともに支えあう福祉社会づくり

すべての区民が地域社会で支えあい、安心して毎日を過ごせるように、区民・事業者・行政の連携を強化し、総合的な福祉を推進する。また、福祉を支える人材の育成や活動の支援に努める。さらに、高齢者や障害者の生活行動に配慮したまちづくりを進め、安心して暮らせる地域社会の形成を図る。

①総合的福祉の推進

区民の福祉ニーズの多様化・量的拡大に対応して、それぞれの対象者にきめこまかにサービスが提供できるようシステムづくりを進め、総合的な福祉を推進する。

そのため、福祉と保健医療、住宅、教育等の関係組織の連携を図るとともに、民間の事業者や活動団体との連携により、多様なサービスの提供体制の充実を図る。

②家族・地域での支えあい

高齢化の進行にともない、高齢者や障害者、その家族などの多様化する介護ニーズに対応していくために、地域社会での支えあいを推進する。家族による介護を支援するとともに、地域福祉を担う人材の育成・確保に努め、ボランティア活動の促進に向けた条件整備など、家庭と地域の連携強化を図る。

③人にやさしいまちづくりの推進

高齢者、障害者をはじめ、すべての人が隔てなく生活するのがノーマライゼーションの理念である。あらゆる機会を通じて、この理念の定着に努める。また、だれもが住みやすいまちをめざして、公共施設の改善をはじめとした福祉のまちづくりを推進し、物心両面から人にやさしいまちづくりを展開する。

(4) 心と体の健康づくり

健康であることは、区民が心身ともに充実した生活をおくるための基本的条件である。高齢社会を迎えて、健康は個人のみならず社会的にも重要な課題であり、社会全体で保持・増進を図る必要がある。

このため、保健・医療・福祉の連携を図るとともに、教育やスポーツなどの分野とも連携した総合的な施策の充実を通じて、区民の生き生きとした心と体の健康づくりを推進する。また、暮らしにかかわる環境保健対策の充実や、疾患の予防、治療、リハビリテーションにいたる一貫した地域保健医療体制の整備を進め、区民が生涯にわたって健康で安心して暮らせる地域社会の形成をめざす。

①健康づくりの推進

ライフステージに対応して、区民一人ひとりが身近な場所で気軽に健康づくりに取り組むために、環境の整備や健康教育を推進するなど、心と体の健康づくりの支援に努める。また、区民の日常生活を支える健康で快適な生活環境づくりのために、生活環境衛生の確保に努める。

②地域保健医療体制の充実

心と体の病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションなど、区民一人ひとりのニーズに応じて、一貫した保健医療サービスが受けられる地域保健医療体制の整備を図る。

III 躍動力と調和

江東区は、住・商・業・工の機能が混在し、集合住宅が多く、東京港を擁しているなど、まちとして多様な面を持っている。また、亀戸と臨海部という2つの副都心を抱え、さらに東京港での埋立や土地利用の転換など、新たなまちができる可能性を持っており、23区のなかでも最も躍動的なまちである。こうした地域特性を生かし、既成市街地と新たに形成されつつある都市空間との調和ある発展と、都市基盤の整備に努める。

また、区民が安心して江東区に住み続けられるように、安全で快適な都市環境づくりが求められている。地球規模における環境問題も顕在化している状況のもと、区民が快適な生活をおくるために、地域社会においても環境との調和を図っていく。

さらに江東区は、内部河川や運河が縦横にのび、東西を荒川、隅田川の大河川に囲まれ、南には東京湾が広がっており、豊富な水に恵まれている。この水を生かした「水彩都市・江東」づくりをさらに進め、魅力あるまちをめざしていく。

(1)計画的なまちづくりの展開

江東区は、既成市街地と副都心をはじめとした新しいまちとの調和をめざし、快適な区民生活と多様な活動を支える基盤の整備にさらに努める必要がある。このため、適切に土地利用を誘導しながら、計画的なまちづくりを推進していく。

また、道路など交通基盤の体系的な整備を進め、高齢者、障害者や子どもに配慮した、だれもが活動しやすい都市基盤の整備を図る。

①調和のとれた都市構造の実現

だれもが安全で快適に活動できるまちとして、地域の特性に応じた土地利用を誘導する。また、都市核、地域核等を中心としたまちづくりや亀戸副都心の整備など、計画的・重点的なまちづくりを推進する。

②新しいウォーターフロントのまちづくり

臨海副都心をはじめ、豊洲、東雲、新木場などの臨海部の新しいまちづくりにあたっては、商業・工業・業務・教育研究・文化・居住の諸機能が適正に配置されるように誘導し、水辺環境や交通利便性など、新しいにぎわいの場として地域の魅力を生かした都市整備に努める。

③円滑な交通体系の整備

区民活動を支えるため、総合的な交通体系の整備を進める。特に公共交通網については、地下鉄8号北上線の事業化促進とともに、城東地域の南北方向や、既成市街地と臨海部を結ぶ交通の整備などを関係機関に要請していく。また、高齢者、障害者や子どもなどに配慮した歩行者空間の整備に努めるとともに、交通安全対策の充実を図っていく。

(2) 安全で快適なまちづくり

大規模な自然災害に備えるために、市街地の安全性の向上を図り、事前の対策から事後の応急・復旧・復興体制の確立まで総合的な災害への対応力の強化に努める。

また、区民が安心して地域に住み続けられるよう、住宅・住環境の整備を促進し、安全で快適なまちの実現を図る。

①防災まちづくりの推進

防災生活圏の形成のために、道路の整備、消防活動困難区域の解消、建物の不燃化の促進、公園等オープンスペースの確保などに努める。また、河川・運河の護岸を強化し、地震水害の抑制を図るとともに、都市型水害への対応のため下水道の整備を進める。

②地域防災体制の強化

防災知識の普及・啓発など、区民・事業者の防災意識の高揚に努め、区民防災組織の充実を図る。また、災害時における情報連絡体制や、水、電気、ガスなどのライフラインの確保に向けた関連諸機関や周辺諸地域との相互協力体制を整備し、総合的な防災対策を進める。

③住みよい住宅・住環境の整備促進

ライフスタイルの変化や高齢化等にともない、多様化する区民の住宅需要に対応し、ゆとりを実感できる住宅づくりを誘導するとともに、高齢者や障害者等、だれもが安心して住み続けられるよう支援する。

また、狭あい道路の改善、住宅まわりの緑化、オープンスペースの確保など総合的な住環境の改善に努め、安全で快適なまちづくりを進める。

(3) 環境と調和したまちづくり

深刻化する都市・生活型公害や地球環境問題を解決するためには、環境への負荷の少ない、環境と調和したまちへと転換していくことが必要である。また江東区は、その沿革からごみ問題に大きな関心を寄せてきた。今後は、物質的豊かさや利便性の追求に重点をおいた経済活動やライフスタイルを見直し、可能な限り環境への負荷を低減するとともに、複雑化する都市・生活型公害の防止を図るなど、地球環境の保全に努めていくことが重要である。そのために、区民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たしつつ、連携して取り組み、限りある資源を有効に利用できる循環型社会を形成していく。

①環境への負荷の低減

地域および地球環境保全のために、生活や産業などのあらゆる分野において、省資源・省エネルギーを推進する。さらに、大気汚染の防止をはじめとした公害の監視・指導体制を強化するとともに、自然との共生をめざして、地域の自然生態系の保全と再生に配慮する。また、人の健康や環境に及ぼす影響が懸念されるダイオキシン類をはじめとする有害化学物質について、適切な措置を講じる。

②資源循環型社会の形成

区民や事業者の参加のもとに、リサイクルやごみの発生抑制に努め、資源循環型の仕組みづくりを推進する。また、区が行う清掃事業においても、江東区の実情にあった資源循環型の事業展開を図る。

③環境保全のためのパートナーシップの形成

環境への負荷の少ない循環型の地域社会をつくるために、区民・事業者・行政が、それぞれの立場や利害を越え、協力・連携を進める必要がある。そのため、共通の意識基盤づくりをめざした情報提供・啓発活動や環境学習を推進するとともに、パートナーシップ形成の仕組みづくりに努める。

(4) うるおいのある都市空間づくり

区民が愛着と誇りのもてる美しいまちなみをつくるために、歴史に培われた地域特性を継承しながら、新しい景観を創造していくことが大切である。

また、江東区の豊かな水を生かし、水とみどりにつつまれた快適でうるおいのある都市空間の形成を図り、「水彩都市・江東」の魅力を高めていくことが重要である。

①水とみどりを生かしたまちづくり

河川・運河や海辺等それぞれの水を生かすため、水質の向上に努め、多彩で連続性のある親水空間の整備を進める。さらに緑化推進のために、道路や公共施設はもとより、大規模民間施設や集合住宅の緑化を誘導し、その保全・育成のために、区民・事業者・行政が一体となって取り組む。また、ネットワークや地域間のバランスに配慮して身近な公園・緑地の整備に努める。

②美しいまちの形成

公共施設や建物等による、まちなみの景観の向上を図り、地域の特性を生かした清潔で美しいまちづくりに努める。そのため、区民・事業者・行政が一体となって江東区の魅力づくりに取り組めるようにパートナーシップの形成を図る。

第4章 基本構想の実現に向けて

1、自立した区政の確立

特別区制度改革の実現と地方分権や規制緩和の動向をふまえ、区は引き続き、他区や都と連携しながら、区民とともに基礎的な自治体にふさわしい自治権の拡充と財政自主権の確立に努める。

2、区民・事業者とともに進めるまちづくり

区民の生活や意向を反映したまちづくりを進める。そのために地域づくりの主役である区民が、その責任と自覚に基づき積極的に区政に参画するための仕組みの充実を図る。また、区民・事業者や様々な団体とのパートナーシップのもと、効果的な地域社会づくりを進めていく。さらに、23区をはじめとする他の自治体、都、国との連携を図り、広域的な観点からまちづくりを推進する。

3、開かれた区政の推進

行政手続きの明確化や情報公開など、行政の透明性を高めるとともに個人情報の保護に努める。また、広報・広聴活動などの一層の充実を図り区民に信頼される開かれた区政を推進する。

4、高度情報化への対応

情報通信技術の革新によって、国内はもとより、国際的な情報も瞬時に把握できるようになっている。より便利で快適な区民生活実現のため、地域および行政の情報化を推進する。区民が様々な形で情報を利用できる仕組みづくりや、ふれあいが広がるネットワークづくりなどとともに、高度情報化に対応した行政サービスの向上をめざす。

5、効果的・効率的な行財政運営の推進

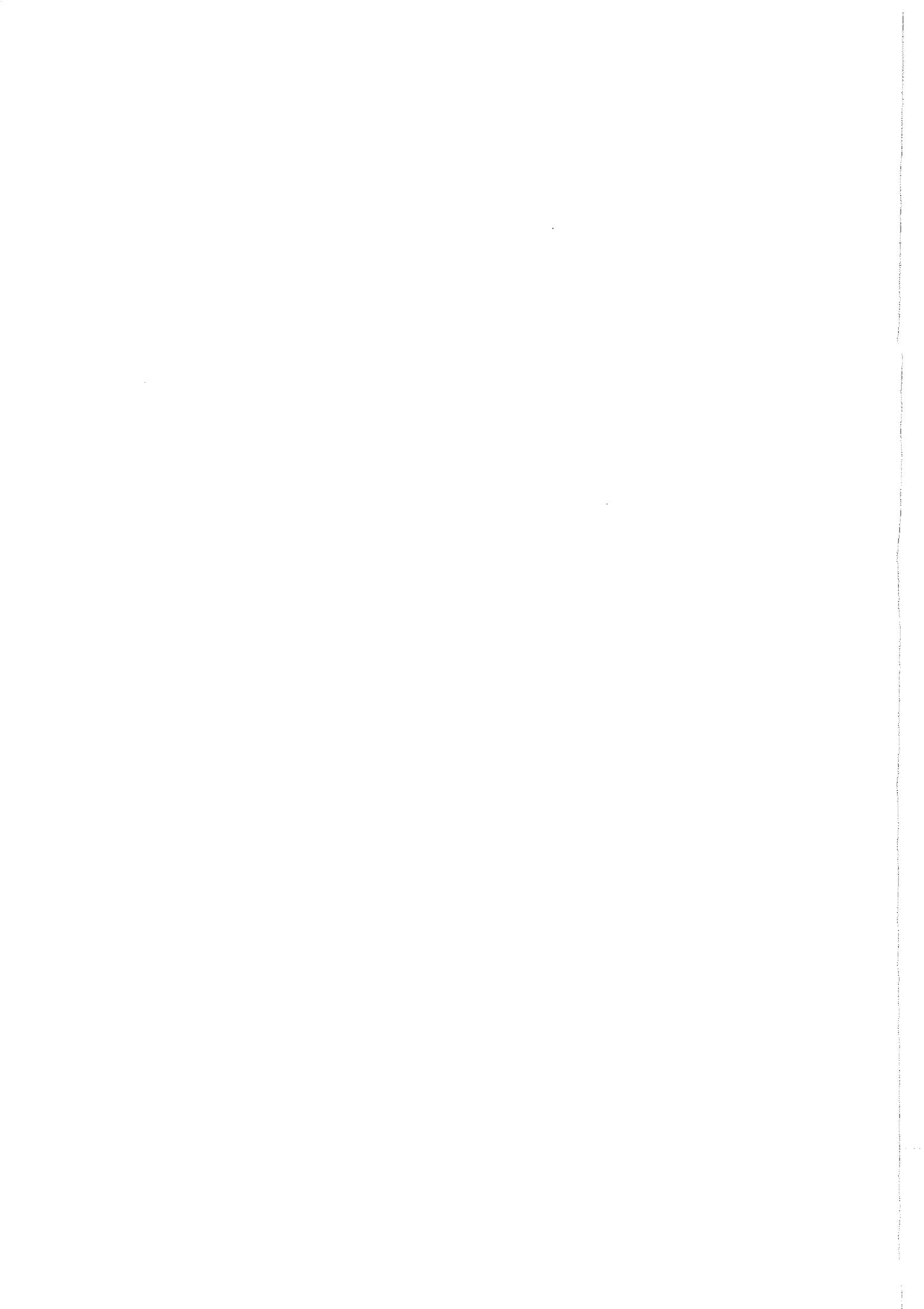
最少の経費で、最大の効果を得られるよう、行政の組織・機構の簡素合理化に努める。また、既存施設のあり方などを常に見直し、有効活用を図る。さらに区民や地域社会の要望に対し、的確な対応ができるように職員の資質の向上に努める。

6、総合的な視点に立った施策の展開

本基本構想に示す将来像の実現を図るために、施策体系および手段を具体的に示す江東区長期基本計画を策定する。策定にあたっては、施設整備などのハ

ド事業はもとより、人的サービスを中心としたソフト事業の一層の充実に努める。また、全庁挙げての総合的な推進体制の確立を図り、施策を展開する。

參 考 資 料



江東区基本構想審議会諮問文

江企企発第195号

東京都江東区基本構想審議会

東京都江東区基本構想審議会条例（平成9年12月江東区条例第48号）第2条の規定により、江東区基本構想等に関する下記事項について、貴会に諮問する。

平成10年3月30日

東京都江東区長
室橋昭

記

- 1 江東区基本構想について
- 2 江東区長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

江東区基本構想審議会答申文

答 申

平成10年3月30日、貴職から当審議会に諮問のありました「江東区基本構想」及び「江東区長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、鋭意審議を重ね、結論を得ましたので、別添のとおり答申いたします。

平成10年12月25日

東京都江東区長

室 橋 昭 殿

東京都江東区基本構想審議会

会 長 前 田 大 作

答申にあたって

答申にあたって

平成10年3月30日、東京都江東区長から「江東区基本構想」及び「江東区長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について諮問をうけました。

以来、本審議会は、21世紀初頭の江東区づくりの指針として、総合的、長期的視点に立って、将来像、施策の大綱、施策のあり方について、慎重に審議を重ねてまいりました。

この間、区民の皆様に審議会中間のまとめをお知らせするとともに、区民説明会等による区民からの意見の聴取とその反映を図り、ここに成案を得て答申のはこびとなりました。

この答申の趣旨が、今後策定される基本構想やこれに基づく長期基本計画に十分反映され、区民・事業者・行政のパートナーシップのもと、まちづくりが進められ、江東区の将来像が着実に実現されていくことを期待します。

おわりに、本審議会の運営にご協力いただきました関係各位に、心からお礼申し上げます。

平成10年12月25日

東京都江東区基本構想審議会

会長 前田大作

江東区基本構想審議会委員名簿

(順不同)

	役 職	氏 名
区議会議員	江東区議会議員	米沢 正和
	江東区議会議員	佐藤 利三
	江東区議会議員	大塚 功
	江東区議会議員	榎本 雄一
	江東区議会議員	三浦 勝夫
	江東区議会議員	金井 治
	江東区議会議員	鈴木 康吉
	江東区議会議員	阿部 悠逸
学識経験者	弁護士	江上千惠子
	東京商船大学教授	苦瀬博仁
	早稲田大学客員研究員	鈴木信太郎
	立正大学教授	前田 大作
	日本芸術文化振興会(国立劇場)監事	前田 瑞枝
区内各種団体構成員	区商店街連合会副会長	天沼 實
	東京商工会議所江東支部役員	伊藤 貢造
	大島3丁目町会長	江口 博之
	公募委員	太田 喜乃
	区産業連盟会長	加賀谷 誠一
	区消費者団体連絡協議会副代表	亀崎 美智子
	東京木場製材協同組合理事長	倉持 昌弘
	あそか会理事長	近衛 正子
	区民(国土庁長官賞受賞)	須永 椼子
	前編東京テレビセンター代表取締役社長	花田 一憲
	公募委員	藤井 勇
	区民(区男女平等推進懇委員)	本間 恵
関係行政機関の職員	公募委員	安田 顕
	都・都市計画局施設計画部長	進藤俊一郎
	都・高齢者施策推進室施設事業部長	我妻照夫
	都・港湾局開発部長	渡辺日佐夫
	区中学校校長会役員	鈴木丈夫

(会長職務代理)

(会長)

江東区基本構想審議会前委員名簿

前 役 職 名	氏 名	退 任 年 月 日
都・港湾局開発部長	前川燐男	(平成10年7月15日退任)

東京都江東区基本構想審議会条例

(設置)

第一条 江東区基本構想の策定に資するため、区長の附属機関として、東京都江東区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、江東区基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議し、区長に答申する。

(組織)

第三条 審議会は、区長が委嘱する委員30人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、審議会が第二条に規定する答申をしたときに満了する。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、会長は委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、会長が招集する。

(会議及び意見聴取)

第七条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(小委員会)

第八条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮り小委員会を置くことができる。

(幹事)

第九条 審議会に幹事を置き、区長が区職員のうちから任命する。

2 幹事は、会長の命を受けて会務に従事する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第十一條 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。（平成9年12月19日）

江東区基本構想審議会審議経過

回	開催日	審議事項
1	平成10年3月30日（月）	1. 審議会委員の委嘱、会長及び会長職務代理者の選出 2. 諮問 <ul style="list-style-type: none"> ① 江東区基本構想について ② 江東区長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について 3. 審議会の運営について
2	平成10年4月16日（木）	1. 区内視察
3	平成10年4月24日（金）	1. 第13回江東区世論調査及び関連調査について 2. 江東区の将来人口推計について （平成22年：推計40万8千人） 3. 江東区基本構想（平成2年7月策定）について
4	平成10年5月14日（木）	1. 江東区の現況と課題について
5	平成10年5月29日（金）	1. 江東区の現況と課題について 2. 基本構想の構成について 3. 分野別の施策の方向について（まちづくり・防災・環境）
6	平成10年6月12日（金）	1. 分野別の施策の方向について （まちづくり・防災・環境） （地域福祉・福祉のまちづくり・健康づくり）
7	平成10年6月26日（金）	1. 分野別の施策の方向について （教育・文化・コミュニティ・産業）
8	平成10年7月17日（金）	1. 江東区の将来像について
9	平成10年7月31日（金）	1. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」（案）について 2. 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方について
10	平成10年8月12日（水）	1. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」について
11	平成10年11月13日（金）	1. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」修正案について 2. 江東区の将来像について 3. 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方（案）について
12	平成10年12月11日（金）	1. 江東区基本構想審議会答申案について 2. 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方答申案について
13	平成10年12月25日（金）	1. 江東区基本構想〔審議会答申〕について 2. 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方 〔審議会答申〕について 3. 答申

江東区基本構想審議会小委員会審議会経過

回	開催日	審議事項
1	平成10年3月30日（月）	1. 小委員会委員長の選出 2. 今後の審議会日程について 3. 審議会の運営について
2	平成10年4月24日（金）	1. 江東区基本構想審議会の審議内容の整理について
3	平成10年5月14日（木）	1. 江東区基本構想審議会の審議内容の整理について 2. 基本構想にかかる論文募集について
4	平成10年5月29日（金）	1. 江東区基本構想審議会の審議内容の整理について
5	平成10年6月12日（金）	1. 江東区基本構想審議会の審議内容の整理について 2. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」構成について
6	平成10年6月26日（金）	1. 江東区基本構想審議会の審議内容の整理について
7	平成10年7月17日（金）	1. 江東区の将来像について 2. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」（案）について
8	平成10年7月31日（金）	1. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」（案）について 2. 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方（案）について
9	平成10年8月12日（水）	1. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」の周知について
10	平成10年11月13日（金）	1. 江東区基本構想審議会「中間のまとめ」修正案について 2. 江東区の将来像について 3. 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方（案）について
11	平成10年12月11日（金）	1. 江東区基本構想審議会答申案について 2. 新たな長期基本計画に盛り込むべき施策のあり方答申案について

江東区基本構想審議会中間のまとめ区民説明会実施経過

1 区民説明会の開催日程

日 程	対 象	開 催 場 所
9月17日(木)	大島地区	総合区民センター(大島4-5-1)
9月18日(金)	東陽地区	江東区文化センター(東陽4-11-3)
9月22日(火)	富岡地区	富岡区民館(富岡1-16-12)
9月24日(木)	小松橋地区	小松橋区民館(扇橋2-1-5)
9月25日(金)	豊洲地区	豊洲区民館(豊洲5-5-1)
9月28日(月)	森下地区	森下文化センター(森下3-12-17)
9月29日(火)	亀戸地区	亀戸集会所(亀戸2-21-1)
10月1日(木)	砂町地区	砂町区民館(北砂4-7-3)
10月2日(金)	南砂地区	南砂区民館(南砂6-8-3)
10月10日(土)	パルヴィメンズカレッジ	パルシティ江東(扇橋3-22-2)

2 区民説明会参加結果

参加者数	200名
------	------

3 封書アンケートの結果

[江東区報特集号(平成10年9月12日付)に刷り込み配布]

受取数	195件
-----	------

江東区基本構想策定に至る経過

平成 9 年	4月8日	江東区基本構想策定委員会設置要綱策定 第1回江東区基本構想策定委員会開催
	5月～6月	施策事業の現況調査の実施
	7月	区政モニターアンケート「江東区の魅力と将来像について」実施 〔対象者 50人〕
	8月～9月	区民グループインタビュー調査実施〔6グループ31人〕 企業ヒアリング調査実施〔17企業〕
	9月	区民世論調査実施〔対象1,200人〕
	12月19日	江東区基本構想審議会条例可決
平成 10 年	1月	江東区報で基本構想審議会委員を公募
	2月	江東区基本構想審議会委員全員決定
	3月30日	江東区基本構想審議会発足 区長より諮問 第1回会議を開催
	4月～7月	江東区基本構想審議会小委員会発足 第1回会議を開催 江東区基本構想審議会で基本構想等の審議
	7月～8月	「未来に向かう江東区・夢創造」論文を募集
	8月12日	江東区基本構想審議会「中間のまとめ」
	9月12日	江東区報特集号で「中間のまとめ」をお知らせ 封書アンケートの実施
	9月17日～	江東区基本構想審議会「中間のまとめ」区民説明会の開催
	9月～10月	「未来に向かう江東区・夢創造」論文 基本構想審議会学識経験 者による審査
	10月21日	江東区報で「未来に向かう江東区・夢創造」論文入賞者発表
	11月～	区民の意見・提言等により審議会で答申に向けて審議
	12月25日	区長に「江東区基本構想」及び「新たな長期基本計画に盛り込む べき施策のあり方」答申〔第13回基本構想審議会〕
平成 11 年	1月11日	江東区報で江東区基本構想審議会答申のお知らせ
	3月1日	第1回定例区議会に「江東区基本構想」を提案
	3月12日	区議会本会議にて「江東区基本構想」を議決

江東区基本構想

—伝統と未来が息づく水彩都市・江東—

平成11年4月1日発行

印刷物規格表第1類

印刷番号（11）1号

発行 江東区企画部企画課

〒135-8383 江東区東陽4-11-28

Tel 3647-9111 (大代表)

印刷 株式会社 リプロ

江東区基本構想（平成11年3月策定）の構成

【江東区の将来像】伝統と未来が息づく水彩都市・江東

【基本理念】

- (1) 人間性の尊重 (2) 自立と交流・連携 (3) 地域性の重視

【21世紀初頭の課題】

- (1) 伝統に支えられた下町文化の継承と発展
- (2) 少子高齢社会への備え
- (3) 安全で快適な都市基盤づくり

【21世紀の江東区づくりの目標】

- (1) 創造・・・心豊かな生活と文化を創造するまち
- (2) 安心・・・ともに支えあい安心して健やかに暮らすまち
- (3) 調和・・・快適な生活を支える調和と魅力のあるまち

【施策の大綱】

I 創造と交流

- (1) 豊かな心を育む生涯学習の推進
- (2) 地域文化の継承と創造
- (3) 活力ある地域社会づくり
- (4) 男女共同参画社会の形成
- (5) 地域とともに栄える産業の振興

II 支えあいと安心

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 健やかな子どもの育成
- (3) ともに支えあう福祉社会づくり
- (4) 心と体の健康づくり

III 躍動と調和

- (1) 計画的なまちづくりの展開
- (2) 安全で快適なまちづくり
- (3) 環境と調和したまちづくり
- (4) うるおいのある都市空間づくり

(基本構想の実現に向けて)

- (1) 自立した区政の確立
- (2) 区民・事業者とともに進めるまちづくり
- (3) 開かれた区政の推進
- (4) 高度情報化への対応
- (5) 効果的・効率的な行財政運営の推進
- (6) 総合的な視点に立った施策の展開